

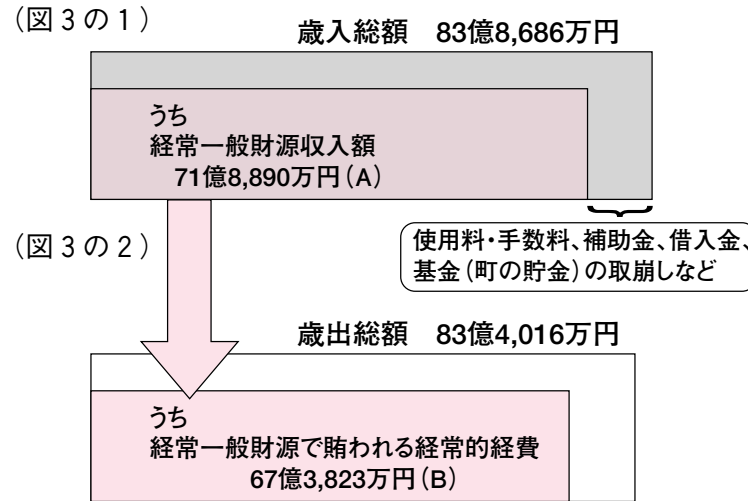
箱根町の財政事情 その2

～箱根町の財政状況は健全なんでしょうか？～

照会先 政策秘書室 ☎85-9568 財務課 ☎85-9563

【箱根町の実際の収入額、支出額はどうか】

平成18年度決算（普通会計）では実際の収入支出は83億円を超えています。

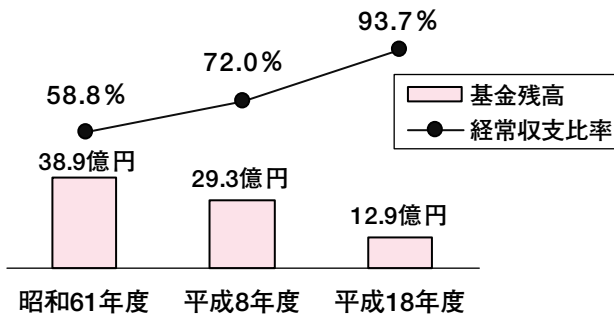


歳入総額83億8,686万円のうち、町税などの自主財源として自由に使うことができる經常一般財源（A）は約72億円もの収入があります。（図3の1）

しかし、毎年度経常的に支出する経費として、各地域に設置している公共施設の維持管理費や義務的な社会保障費、継続的に行っている福祉サービスをはじめ、ごみ処理費、消防・救急費、教育費、借入金の返済など多岐にわたる經常的経費に67億円以上（B）を必要としています。（図3の2）

（この割合のことを經常収支比率といいます）

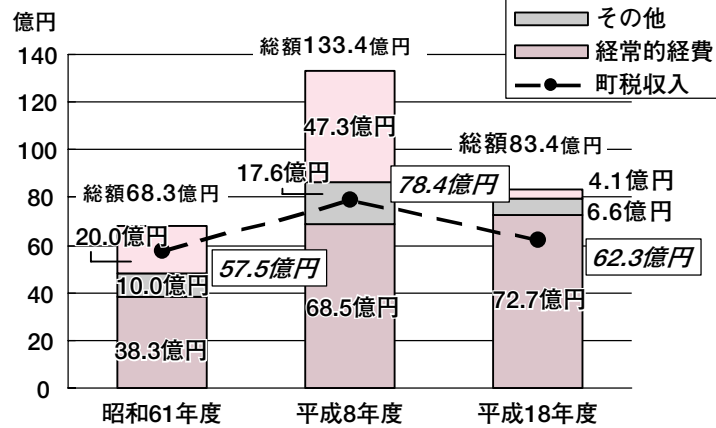
（図4）經常収支比率と基金残高の推移



經常収支比率 $[(B) \div (A) \times 100 (\%)]$ は80%ぐらいが適正といわれ、この数値が高くなると、財政の硬直化＝自由に使えるお金が少なくなっている状況であるということです。

また、平成2～17年度にかけて大型施設整備事業が続き、町の貯金である「基金」を取崩したため、平成2年度に最高約57億円あった基金残高も現在では非常に少なくなっています。（図4）

（図5）決算額の推移



町税収入が減少する中で、經常的支出が増額し、財政の硬直化、基金残高の減少など、新たな要望や時代の変化に応じた施策のほか、施設建設や社会基盤整備などの投資的経費に使うことができる財源が非常に少なくなっている状況です。（図5）

地方分権が推進される時代にあって、箱根町でも自主・自立のまちづくりに向けて、効率的な町政運営のための行政改革とともに、「あれも、これも」から「あれか、これか」の時代と言われるように、真に必要な町民サービスとしての事業見直しや適正な受益者負担、新しい税財源の導入などを考えなければならない状況です。

箱根町は、昭和31年9月合併後、昭和33年度から、国からの普通交付税の交付を受けない「不交付団体」です。

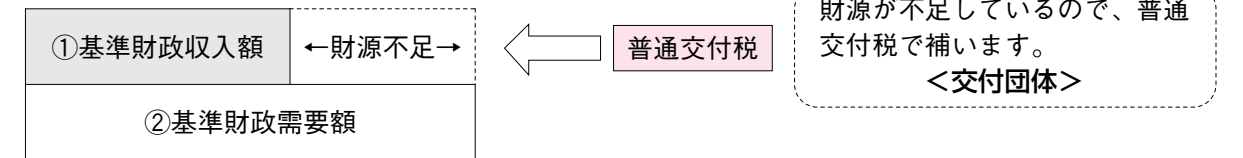
不交付団体というと財政状況が良い、裕福な町というイメージが大きいのですが本当のところはどうでしょうか。

【普通交付税とは】

全国の地方自治体間の財源不均衡を調整し、どの地方自治体においても住民が標準的な行政サービスを受けられるようにするために、国税収入（所得税、消費税など）の一定割合が地方自治体に配分されるものです。

一定の基準や単価に基づき算定された「①基準財政収入額（町税の一定割合（75%）や各種交付金などの標準的な収入額）」と「②基準財政需要額（標準的な行政サービスを行うために必要な経費）」との差により配分額が決定されます。（図1、図2）

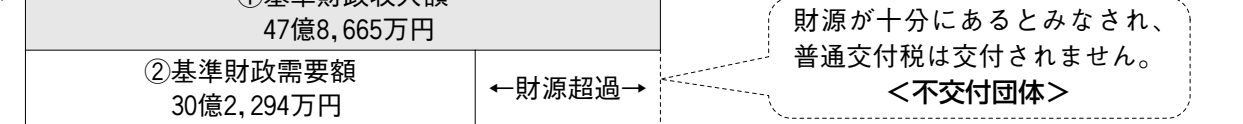
（図1）



（注意）この計算は、普通交付税の算定上用いられているもので、実際の予算・決算額と直接の関係はなく、財源不足額があっても実際の財政収支で赤字であるとは限りません。

平成19年度箱根町の計算結果は、基準財政収入額のほうが基準財政需要額より多いので、「不交付団体」ということです。

（図2）



【参考】 全国1,804市町村のうち、交付団体1,618団体（89.7%）不交付団体186団体（10.3%）
（不交付団体例） 神奈川県内 小田原市ほか13市・寒川町ほか6町村 計21市町村
その他 愛知県豊田市、静岡県熱海市、千葉県浦安市、茨城県東海村、山梨県山中湖村、長野県軽井沢町、など

【計算上の需要額との支出実態の相違は】

基準財政需要額の算定では、市町村分は人口10万人の自治体を標準とし、それぞれの団体の人口や面積などに応じて算定・補正する方式で行われますが、当町のように効率が良いとはいえない地理的条件や年間約1,900万人（1日単純平均52,000人）の観光客を迎える観光地としての事情など特有の財政需要はほとんど反映されません。

また、法律に定められた事務や国が推奨する事業を行っている場合も、計算上はそのための必要な経費として算入されますが、実際には「不交付団体」にはその費用は配分されず、すべて自主的な財源である町税などで事務事業を行うことになります。